

## 障害福祉部

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段  
の利用を促進する条例の施行について

手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく広く障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進していくことを目的として、本条例を平成28年12月に制定し、平成29年4月1日から施行している。

条例の施行に伴い、手話を普及し、障害者のコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を推進するとともに、施策の具体的な方針である「施策の推進方針」を策定する。

本方針は、障害当事者や外部有識者等から意見を聴取して策定し、障害者長期計画や障害福祉計画などその他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものとする。

## 【検討の枠組み】

- 「施策の推進方針」の全体像や総論的な議論については、障害者施策推進協議会委員の全員で検討する。
- 「施策の推進方針」の各論は、権利擁護専門部会で検討する。

## 【スケジュール（予定）】

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| （5月15日 | 権利擁護専門部会）                  |
| 6月30日  | 権利擁護専門部会                   |
| 7月中旬   | 第1回障害者施策推進協議会              |
|        | 部会での議論を踏まえた施策の推進方針（案）の最終確認 |
| 8月末    | 「施策の推進方針」策定                |